

議案第50号

逗子市都市公園条例の一部改正について

逗子市都市公園条例の一部を次のように改正する。

平成28年9月6日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市都市公園条例の一部を改正する条例

逗子市都市公園条例（昭和49年逗子市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

| | | | |
|--------------|---|--|---|
| 池子の森 自然公園 | 400メートル トラック テニスコ ート 野球場（大） 野球場（小） | (1) 毎月最終月曜日。この日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の平日。ただし、12月の最終月曜日が25日から27日までに当たる場合は、当該日は開場する。 (2) 12月28日から翌年1月3日まで | 午前9時から午後9時まで。ただし、400メートルトラックの個人使用については、午前9時から日没まで |
|--------------|---|--|---|

を

」

「

| | | | |
|--------------|-----------------|-------------------------|--------------------------|
| 池子の森 自然公園 | 400メートル トラック | (1) 毎月最終月曜日。この日が休日に当たると | 午前9時から午後9時まで。ただし、400メートル |
|--------------|-----------------|-------------------------|--------------------------|

| | | | |
|--|-----------------------------------|---|--|
| | テニスコート 野球場（大） 野球場（小） 駐車場 | きは、その翌日以後の最初の平日。ただし、12月の最終月曜日が25日から27日までに当たる場合は、当該日は開場する。 (2) 12月28日から翌年1月3日まで | トラックの個人使用については午前9時から日没まで、駐車場の使用については午前8時45分から午後9時15分まで |
|--|-----------------------------------|---|--|

に

」

改める。

別表第6の5有料の公園施設の使用料の表池子の森自然公園の部照明設備の款の次に次のように加える。

| | | | |
|-----|----------------------------|--------------------------------------|--|
| 駐車場 | 1時間以内 (ただし30分以内は無料とする。) | 100円 | 上限額は、駐車1回につき1日600円までとする。(1日とは、午前0時から午後12時までを単位とする期間をいう。) |
| | 1時間を超える場合 | 30分ごと(30分未満の端数の時間は30分とする。)に50円を加算する。 | |

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

(提案理由)

池子の森自然公園の駐車場の整備に伴い、有料の公園施設に駐車場を加え、使用単位(時間)及び金額を設定するに当たり、改正の要あるため提案する。